

聾学校聴覚支援センター・通級指導教室巡回支援員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び平成17年3月3日付け16川教庶第1274号教育長通知別紙「川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領」に基づき、聾学校内及び通級指導教室巡回の支援員（以下「支援員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 支援員は、聾学校内及び通級指導教室巡回にて、次の各号に掲げる職務に従事する。

- (1) 障害のある児童・生徒への言語発音等の指導に関すること。
- (2) 教職員等への助言指導に関すること。
- (3) その他、所属長が必要と認めた指導に関すること。

(任用)

第3条 支援員は、次に掲げる要件を満たす者から、その職を必要とする指導課長が選考し、庶務課長の合議を経て総務部長の決裁を受けなければならない。

- (1) 前条に掲げられる職務の遂行能力があると認められる者。
 - (2) 言語聴覚士の免許を有する者。
- 2 支援員の任期は、原則として1年以内とする。

(定数)

第4条 支援員の定数は、2名とする。

(身分及び任用の更新)

第5条 支援員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤とする。

2 支援員の任用の更新は、規則第5条の規定による。

(退職)

第6条 支援員は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）及び職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）の適用を受け、退職した者又は勸奨を受けて退職した者（以下「再雇用非常勤職員」という。）にあっては、満65歳に達した日以降における最初の3月31日
- (4) 死亡したとき

(守秘義務)

第7条 支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務日及び勤務時間等)

第8条 支援員の勤務日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日までを除いた日で、週4日または週2日とし、で所属長の指定した日とする。

2 前項の規定により所属長の指定した日が、国民の祝日に関する法律（昭和29年法律第178号）に規定する休日と重なった場合は、その日については勤務を要しない日とする。

- 3 所属長が勤務を要しない日に勤務を命じた場合は、当該勤務を行った日から起算して2週間以内にある当該非常勤職員の勤務日を、勤務を要しない日に変更するものとする。
- 4 支援員の勤務時間は、原則として1週4日29時間または1週2日14時間30分とする。ただし、必要な場合はあらかじめ所属長が指定した時間に変更することができる。また、所定の勤務時間の途中で休憩時間を置くものとする。

(年次有給休暇)

第9条 支援員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を、原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された支援員については、その会計年度内において任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

この場合、5月1日から翌年4月30日までの期間をもって年度とする再雇用非常勤職員については、別表2の任用月について、「4月～9月」を「5月～10月」に、「10月」を「11月」に、「11月」を「12月」に、「12月」を「1月」に、「1月」を「2月」に、「2月」を「3月」に、「3月」を「4月」に読み替えるものとする。

- 2 第5条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第10条 支援員に対して、川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第11条 支援員は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第12条 教育長は、非常勤職員が請求した場合において、川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第13条 支援員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

- 2 第1種報酬の月額、次のとおりとする。

1週間の勤務日数および時間	第1種報酬月額
4 日 /週 29時間	208,400円
2 日 /週 14時間30分	104,200円

- 3 第2種報酬の額は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する要領第15条第3項及び第4項に定めるところによる。
- 4 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第14条 支援員が月の途中において任用された場合の当該月の第1種報酬額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た額に、第16条に定

める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

- 2 支援員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た額に、第16条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第15条 支援員が勤務日に勤務しないときは、年次有給休暇及び特別有給休暇を除くほか、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を、第16条に定める第1種報酬月額から減額して支給する。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第16条 支援員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,658円とする。

(費用弁償)

第17条 支援員がその職務のため出張するときは、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)第6条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市条例第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

- 2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(社会保険の適用)

第18条 支援員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第19条 支援員の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

- 2 支援員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に通勤しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第20条 1週間の通勤日数が4日で29時間勤務の支援員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第21条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(委任事項)

第22条 この要綱の施行について必要な事項については、その都度所属長が定める。

附 則

別表第1（第9条関係）

1週間の 勤務日数	勤続年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4日	7日	8日	9日	10日	12日
2日	3日	4日	4日	5日	6日

別表第2（第9条関係）

1週間の 勤務日数	任用開始月ごとの休暇日数						
	4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4日	7日	5日	3日	2日	2日	1日	1日
2日	3日	2日	1日	1日	1日	——	——

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。